



須賀川市告示第4号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずる。

平成21年1月19日

須賀川市長 橋本克也



編入する字名	左に編入される区域	
諏訪町	上北町	2の2の一部、3の一部、3の2の一部、67の1から67の4までの各一部
	宮先町	1の2の一部、1の5の一部、4の1の一部、4の2の一部、5の一部、7の1の一部、8から10までの各一部
宮先町	上北町	2の2の一部、35の2の一部、67の1の一部、69の1の一部、69の2の一部、69の4の一部、69の5の一部
	諏訪町	18の2の一部、23の1から23の3までの各一部